

令和7年4月9日
江東区立川南小学校
校長 前田 真一

江東区立川南小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等による「川南小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応に当たる。

令和7年度 川南小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等
委員長	生活指導主任(6年学年主任)
副委員長	教務主幹教諭
	校長
	副校長
	養護教諭
	1年学年主任
	2年学年主任
	3年学年主任
	4年学年主任
	5年学年主任
	スクールカウンセラー
	スクールカウンセラー
	PTA 会長
	保護司

川南小学校いじめ防止対策委員会（定期） 開催予定

回	日程	内容
第1回	5月 9日	川南小学校いじめ防止基本方針等の確認
第2回	11月 7日	現状の確認 これまでの取組と進捗状況
第3回	2月 6日	現状の確認 これまでの取組と進捗状況

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 分かる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- 学び方スタンダードを全教員が共通理解し、学校全体で学習規律の定着を図る。
- 全国学力・学習状況調査や児童・生徒の学力向上を図るための調査等の結果、全学年の児童の学習状況を分析し、授業改善推進プランを立て授業改善を図る。
- 校内研修会等における授業研究を通して授業の質を高めていく。
- 習熟度別少人数指導や TT による指導を積極的に行い、個に応じた支援を充実していく。
- 職層を生かした OJT を推進し、すべての教員の指導力を高めていく。
- 個人用タブレットを活用して、家庭学習の機会を支援し、理解を深めさせていく。
- ICT 機器を活用するなど、教材提示を工夫していくことで、分かりやすい授業を行っていくようにする。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 道徳授業地区公開講座では、全ての学級で道徳授業を公開する。また、授業後に、感染症対策を行ったうえで保護者や地域の方と意見交換会を行い、児童の心の教育について学び合う機会とし、その成果を道徳教育の充実に繋げていく。
(本年度の公開日程・方法については別途検討する。)
- 年3回、全ての学級でいじめ防止に関する道徳授業を行う。

- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 児童が犯罪に巻き込まれることのないように、また、自らが加害者になることのないように、感染症対策を行ったうえでテーマを決めてセーフティ教室を行う。
- 自然観察会、保育園・幼稚園との交流、福祉体験学習、キャリア教育等の様々な体験学習を行い、人や自然・物との触れ合いを通して、コミュニケーション能力や思いやりの心を育てていく。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- いじめ防止の視点に立って、児童一人一人が自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心を育む。そのために、全教員が人権感覚を磨くとともに、授業中はすべての児童の苗字に「さん」を付けて呼称する。
- OJT や授業観察などを通して、若手教員等を中心に、いじめを許さない風土の醸成や健全な学級集団を形成する指導方法について学校全体で指導していく。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別が生じないように学年の実態に応じて、適時・適切に指導していく。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- 学年の発達段階に応じて、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行う。4、5、6年生を対象に、SNS等によるいじめ防止に関するセーフティ教室を実施する。
- セーフティ教室や保護者会を活用して、コンピュータや携帯電話等の正しい利用の仕方について保護者への啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育を推進する。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめとした校内研修会を年間計画に位置付けて実施する。
- 毎週金曜日の職員夕会では、児童の実態について報告し合い、対応の仕方について確認することを通して、研修の機会とする。
- 研修の成果を生かし、全教職員が自分の持ち場を毎日確認し、異常がないか確認する。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 6月、11月、2月のふれあい月間に、いじめの早期発見につなげるアンケート調査を行う。アンケートの結果について、状況報告・情報共有の上、指導・支援に当たる。
- いじめの兆候に関わる内容については、別途個別に個人面談を実施する。
- 全学年のアンケート調査結果を生活指導担当の主幹教諭が集約し、管理職が確認するとともに、学校全体で共通理解を図る。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- いじめの早期発見に向け、5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- スクールカウンセラーの相談日を、文書を通して保護者及び児童に周知し、相談できる機会をつくる。
- 学校以外の相談機関についての情報を、児童や保護者に積極的に提供していく。

- (3) 個人面談・電話・連絡帳等の活用……児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- 個人面談や電話・連絡帳による保護者との連絡を通して、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 特にいじめに関わる保護者の相談に関しては、面談または電話で対応し、保護者との共通理解を的確に図れるようにする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、又は些細なことであってもいじめに繋がると考えられる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
 - ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
 - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、（児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1) ②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
 - ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

(令和3年2月 「いじめ総合対策【第2次】一部改訂」(東京都教育委員会)より)

(1) 軽微ないじめも見逃さない

＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞

(2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞

(3) 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す

＜学校教育相談体制の充実＞

(4) 子どもたち自身が考え行動できるようにする

＜いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成＞

(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

＜保護者との信頼関係に基づく対応＞

(6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

＜地域、関係諸機関との連携＞